

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成27年3月1日号）

【今号の内容】

- 企業の「女性活躍促進」と女性の「キャリアプラン」セミナー
- Social Business Idea Contestの聴講者募集
- 労働政策フォーラム「多様な社員の活躍を企業の成長力に」
- 「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」への「女性活躍促進に係る宣言項目」の追加
- 平成27年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の募集
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2014
- 「女性が輝く先進企業表彰」の結果
- 労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関する基準
- 3月は、自殺対策強化月間です。

企業の「女性活躍促進」と女性の「キャリアプラン」
セミナー

経済産業省は、先進企業における女性活躍推進の取組と、実際に活躍している女性社員の体験を紹介するセミナー「企業の『女性活躍推進』と女性の『キャリアプラン』セミナー」を開催します。

本セミナーは、経済産業省が行っている「ダイバーシティ経営企業100選」や「なでしこ銘柄」に選定された、先進的な企業の女性活躍推進に向けた取組を紹介するとともに、そこで輝く女性社員に自身の経験を直接語っていただき、企業の女性活躍推進を後押しすることを目的としています。

- 1 日時：平成27年3月6日（金）13:00～16:00
- 2 場所：TKP東京駅大手町カンファレンスセンター
ホール22A（東京都千代田区）
- 3 内容
 - (1) 第1部：基調講演
登壇企業 株式会社光機械製作所 他
 - (2) 第2部：パネルディスカッション
 - ①テーマ
「輝き続けるプロフェッショナルへ！
～働き続ける女性のキャリアプラン～」
 - ②パネリスト
・富士通株式会社
・KDDI株式会社

- ・株式会社ニコン
- ・有限会社ゼムケンサービス

4 定員：100名

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/seminar.html>

Social Business Idea Contestの聴講者募集

社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができると一大ムーブメントを巻き起こすべく、プロジェクトを推進している「イクメンプロジェクト」では、Social Business Idea Contestとして、男性も働きながら子育てできる社会をつくるための方策について、学生の皆さんからアイデアを募集しました。

現在、学生5組による公開プレゼンテーションの聴講者を募集しています。

- 1 日時：平成27年3月5日(木) 18:30～
- 2 場所：㈱電通 本社ビル会議室（東京都港区）
- 3 審査委員
 - ・安藤 哲也 氏
(NPO法人ファザーリング・ジャパン 代表理事)
 - ・駒崎 弘樹 氏
(NPO法人フローレンス 代表理事)
 - ・小室 淑恵 氏
(株式会社ワークライフバランス 代表取締役)

<http://ikumen-project.jp/socialcontest2014/index.php>

労働政策フォーラム「多様な社員の活躍を企業の成長力に」

独立行政法人労働政策研究・研修機構では、労働政策フォーラム「多様な社員の活躍を企業の成長力に」を開催します。

本フォーラムのプログラム前半では、依然として「正社員」か「非正社員」で分断される日本の労働市場のあり方にマクロ経済の視点から一石を投じ、構造的課題を問題提起します。続くパネルディスカッション

ンでは、ミクロの企業現場における「多様な社員」の活用事例を踏まえながら、働く個人と企業が共に成長・発展できるような人事戦略や人材育成の仕組みなどについて議論します。

- 1 日時：平成27年3月12日(木) 13:30～17:00
- 2 場所：有楽町朝日ホール（東京都千代田区）
- 3 内容
 - (1) 基調講演
「労働力減少時代への雇用システム改革
～多様な人材の能力発揮のために～」
 - (2) パネルディスカッション
「多様な社員を企業成長にいかにかかすか」
- 4 定員：400名（先着順）

http://www.jil.go.jp/event/ro_forum/20150312/info/index.html

「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」への「女性活躍促進に係る宣言項目」の追加

県では、県内企業における女性の活躍を支援するため、今年度、「TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト」を立ち上げました。

その一環として、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」に女性の活躍を促進するための宣言を御用意いたしましたので、まずは、宣言することから始めてみませんか？

- 1 追加した宣言項目
 - 性別にかかわらず能力が発揮できる職場環境をつくれます。
 - 管理職を目指す女性従業員向けの研修の機会を積極的に設けます。
 - 女性管理職の割合について、数値目標を設定します。
 - 女性管理職の登用状況等を自社のホームページに掲載します。

※ 1つからでも、宣言することが可能です。
※ そのほか、独自の取組を宣言することも可能です。
- 2 女性活躍促進に係る宣言の登録数（H27.3.1現在）
○社、計 ○宣言

3 申込方法

応募用紙に必要事項を御記入の上、お近くの労政事務所へ郵送又はFAXしてください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/roudou/sengenboshuutyu.html>

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/roudou/senngennjirei.html>

平成27年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の募集

厚生労働省では、現在、平成27年度「均等・両立推進企業表彰」の候補となる企業を公募しています。

この表彰は、職場で女性の能力を発揮させるための積極的な取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行い、他の模範となるような企業を表彰する制度で、毎年実施しています。

平成26年度は、女性のキャリア開発や就業継続のための取組を行った企業や、男性の育児休業取得の促進に取り組んだ企業など計69社が受賞しました。

1 表彰の種類

- (1) 均等・両立推進企業表彰
厚生労働大臣最優良賞
- (2) 均等推進企業部門
厚生労働大臣優良賞
都道府県労働局長優良賞
都道府県労働局長奨励賞
- (3) ファミリー・フレンドリー企業部門
厚生労働大臣優良賞
都道府県労働局長優良賞
都道府県労働局長奨励賞

2 応募期限

平成27年3月31日(火)

3 受賞企業の表彰

平成27年10月に表彰状の授与等を行う予定

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000068817.html>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2014

内閣府では、仕事と生活の調和の実現の状況を点検・評価し、更なる取組推進を目的として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2014」を作成し、公表しました。

本レポートでは、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等の取組を紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況を把握した上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示しています。

<ポイント>

■女性の継続就業について

- ・ 第1子出産前後の女性の継続就業率は、4割弱で推移し、長期的に横ばいで推移。

■男性の家事・育児への参画について

- ・ 男性の育児休業取得率は、約2%と非常に低い水準。

■仕事と介護の両立について

- ・ 介護や看護を理由とした離職・転職者数は、1年間で約10万人である。

□今後に向けた課題

- ・ 非正規雇用の労働者を含む男女がともに仕事と子育てを両立できる環境の整備に向けた、育児休業、短時間勤務やテレワークなどの多様な柔軟な働き方を可能とする環境整備
- ・ 育児を積極的にする男性「イクメン」の普及など男性の働き方や意識の改革
- ・ 仕事と介護を両立できる環境の整備

<http://www.gender.go.jp/public/report/2014/2015021901.html>

「女性が輝く先進企業表彰」の結果

内閣府では、「女性が輝く先進企業表彰」を実施し、その結果を公表しました。

この表彰は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰するもので、「女性が輝く社会」の実現に寄与することを目的としています。

ホームページでは、受賞企業の取組を紹介しています。

- 1 内閣総理大臣表彰
 - (株)セブン&アイ・ホールディングス
 - (株)北都銀行
- 2 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰
 - カルビー(株)
 - (株)資生堂
 - (有)ゼムケンサービス
 - 日産自動車(株)
 - (株)L I X I Lグループ

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/hyosyo.html>

労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関する基準

労働基準法により、使用者は労働時間を適切に管理する責務を有していますが、労働時間の把握に係る自己申告制の不適正な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない現状も見られます。

本基準は、こうした現状を踏まえ、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることにより、労働時間の適切な管理の促進を図るものです。

- 始業・終業時刻の確認・記録
- 自己申告制により始業・就業時刻の確認及び記録を行う場合の措置
- 労働時間の記録に関する書類の保存
- 労働時間を管理する者の職務
- 労働時間等設定改善委員会等の活用

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikkan/070614-2.html

3月は、自殺対策強化月間です。
～みんなが、誰かのゲートキーパー～

内閣府では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。

今年度のキャッチフレーズは、「みんなが、誰かのゲートキーパー」です。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な資格ではありません

1 ゲートキーパーとは

- 気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける。
- 傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。
- つなぎ：早めに専門家に相談するよう促す。
- 見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る。

2 全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル

- (1) 電話番号：0570-064-556
- (2) 全国一斉実施期間：3/2(月)～3/8(日)

3 よりそいホットライン (24時間対応)

0120-279-338

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kyoukagekkan/h26/index.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218
FAX 028-623-3225